

船場地区HOPEゾーン協議会

第3回 総会

日時：平成22年6月7日（月）午後7時～

会場：大阪産業創造館

議事次第

- 1 . 開会
- 2 . 来賓紹介
- 3 . 感謝状贈呈（平成21年度修景事例 3件）
- 4 . 議題
 - 1) 平成21年度活動報告
 - 2) 平成21年度決算報告・会計監査報告
 - 3) 役員等改選（案）
 - 4) 規約等改正（案）
 - 5) 平成22年度活動内容（案）・予算（案）
- 5 . その他
- 6 . 閉会

資料目次

次第 4. 議題関係

- 1) 平成 21 年度活動報告 P. 1
- 2) 平成 21 年度決算報告・会計監査報告 P. 5
- 3) 役員等改選 (案) P. 7
- 4) 規約等改正 (案) P. 9
- 5) 平成 22 年度活動内容 (案)・予算 (案) P.1 5

議題 1) 平成 21 年度活動報告

活動経過一覧 (平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日)

月	役員会	情報発信 ・活動企画	専門部会		
			近代建築等	道修町	三休橋筋
4	役員会	協議会HP検討		部会	
5	第2回総会				
6	役員会			部会	部会
7	役員会		部会	まちなみ作法 意見募集	部会
8	船場のまちなみ 作法3部発行	コース 第3号 協議会HP作成	部会	部会	
9			部会 戦後建築 現場調査		部会 部会
10	役員会	HPスタート コース 第4号			部会 部会
11		船場の佇まい展 開催			部会 第1回 意見交換会
12					
1			調査まとめ 部会		部会
2	役員会		部会	部会	部会
3	平成22年度 修景意向調査 役員会	コース 第5号	部会		第2回 意見交換会

活動内容

1. 全体活動

(1) 総会の開催

日 時：平成 21 年 5 月 20 日 19:00～20:00

場 所：大阪市中央公会堂 地下 1 階展示室

内 容：平成 20 年度活動・決算報告、会計監査報告
まちなみガイドラインの承認
平成 21 年度活動内容・予算

(2) 役員会の開催（計 6 回）

開催日：平成 21 年 4 月 23 日, 6 月 11 日, 7 月 29 日, 10 月 6 日,
平成 22 年 2 月 22 日, 3 月 29 日

場 所：少彦名神社 2 階 宣布室

内 容：『船場のまちなみ作法』の作成、各部会・イベント等の活動内容の
確認・承認・予算管理、次年度活動計画・予算案の検討等

(3) 船場のまちなみ作法【基本編】【建物編】【道修町編】発行（平成 21 年 8 月）



(4) その他

- ・まちなみ修景工事 標示看板の作成
- ・広報グッズ エコバッグ・クリアファイルの作成
- ・平成 22 年度修景意向調査の実施（近代建築等、道修町沿道建物所有者等）
- ・登録会員の受付・管理

2. 部会活動等

(1) 情報発信・活動企画

協議会ニュースの発行(計3回)各3,000部

第3号(平成21年8月1日発行)

内容:まちなみ修景補助制度について、活動報告(第2回総会開催、『船場のまちなみ作法』【基本編】【建物編】の発行)等

第4号(平成21年10月31日発行)

内容:「船場の佇まい展」の案内、『船場のまちなみ作法』【道修町編】の発行、修景スタート・協議会ホームページのお知らせ等

第5号(平成22年3月31日発行)

内容:修景完成報告、協議会活動報告、役員より一言等

『船場の佇まい』展の開催

開催日:平成21年11月22日,23日 11:00~17:00

場 所:辰野ひらのまちギャラリー

内 容:一般の方から募集した「船場のまちなみ」をテーマにした作品・映像・古地図・写真等の展示、船場ことばトークショー、まちなみ修景工事の紹介等

来場者数:約200名



協議会ホームページの立ち上げ

内 容:協議会紹介、発行物のダウンロード、登録会員募集、リンク、HOPEゾーン船場blog、まちなみ修景report等

アドレス:<http://semba-hope.main.jp>

(2) 専門部会

- 1) 近代建築等部会

部会の開催(計6回)

開催日:平成21年7月10日,8月26日,9月3日,

平成 22 年 1 月 21 日,2 月 19 日,3 月 10 日

場 所：りそな銀行 3 階 応接室他

内 容：資源の発掘、意識啓発に向けた手法の検討等

船場・戦後建築（戦後～70 年代）調査の実施

内 容： 調査対象 600 件の現場調査（写真撮影、定礎・改修状況確認）

「まちの歴史・文化を伝えるもの」「まちなみのアクセントとなるもの」「地域に愛されるもの」という視点で、45 件を選抜
45 件の詳細調査・分析等を行い、戦後建築カルテを作成し、
建物オーナーへ送付

戦後建築まちあるき M A P を作成

- 2) 道修町部会

部会の開催（計 4 回）

開催日：平成 21 年 4 月 15 日,6 月 2 日,7 月 23 日,平成 22 年 2 月 15 日

場 所：少彦名神社

内 容：船場のまちなみ作法【道修町編】の検討、沿道関係者意見募集、
修景促進に向けた検討調査の実施（まちなみ基礎データの整備、
修景アイデア集の検討等）

- 3) 三休橋筋部会

部会の開催（計 9 回）

開催日：平成 21 年 6 月 9 日,6 月 30 日,9 月 8 日,9 月 16 日,10 月 2 日,
10 月 13 日,11 月 9 日,平成 22 年 1 月 27 日,2 月 24 日

場 所：ヤラカス館、辰野(株) 会議室

内 容：沿道建物の基礎情報整理

船場のまちなみ作法【三休橋筋編】作成に向けた検討 等

沿道建物所有者等との意見交換会（計 2 回）

開催日：平成 21 年 11 月 18 日,平成 22 年 3 月 3 日

場 所：綿業会館 中会場

内 容：三休橋筋のまちづくりの方向性の検討、

ガイドライン作成につながるテーマ・キーワード整理

議題 2) 平成 21 年度決算報告・会計監査報告

平成 21 年度決算報告

歳入

(単位:円)

項目	当初予算	決算	差引増減 (決 - 予)	摘要
大阪市補助金	2,260,000	2,260,000	0	大阪市補助金
寄附金等雑収入	0	52,732	52,732	寄附、利息
合計(A)	2,260,000	2,312,732	52,732	

歳出

(単位:円)

項目	当初予算	決算	差引増減 (決 - 予)	摘要
調査研究等経費	1,560,000	1,561,672	1,672	
調査研究活動費	1,170,000	1,439,258	269,258	
広報・啓発活動費	700,000	1,253,011	553,011	ニュース・HP・マップ 広報グッズ等
調査・研究費	70,000	81,027	11,027	アンケート・戦後 建築カルテ 等
情報交換・交流費	400,000	105,220	294,780	イベント
運営事務費	390,000	122,414	267,586	
協議会運営費	190,000	49,660	140,340	総会運営
事務用品費	120,000	20,003	99,997	事務用品等
通信・運搬費	80,000	52,751	27,249	郵便切手代等
まちなみ修景活動費	700,000	700,760	760	
専門家相談費	400,000	170,760	229,240	専門家相談
ガイドライン等作成費	300,000	530,000	230,000	まちなみづくり 検討調査委託 等
合計(B)	2,260,000	2,262,432	2,432	

平成 21 年度収支差引額

(単位:円)

項目	当初予算	決算	差引増減 (決 - 予)	摘要
(A) - (B)	0	50,300	50,300	次年度への 繰越 50,300 円

平成 21 年度会計監査報告

会 計 監 査 報 告

船場地区HOPEゾーン協議会 平成21年度の会計監査を次のとおり行いましたので、報告します。



記

1. 監査資料 (1) 平成21年度現預金出納帳
(2) 領収書等
(3) 預金通帳

2. 監査結果 収入支出の実績、出納の事務管理等適正に処理されているものと認めます。

平成22年 5 月 17 日

会計監査

川上 潤 
園 佳子 

船場地区HOPEゾーン協議会

会長 大橋 達夫 様

議題3) 役員等改選(案)

任期 平成22・23年度の2年間

役員(案) 印=新規、印なし=再任

	氏名	所属等
会長	おおはし たつお 大橋 達夫	集英連合振興町会 会長
副会長	きのした しゅうじ 木下 修二	愛日連合振興町会 会長
	はしもと ひでお 橋本 英男	船場連合振興町会 会長
事務局長	べっしょ としみつ 別所 俊顕	少彦名神社宮司
会計	むらし さち 村橋 紗知	伏見ビル ギャラリーもず
理事	いけだ よしたか 池田 吉孝	高麗橋2丁目町会長
	こにし てつお 小西 哲夫	コニシ株式会社 取締役
	さわだ みつる 澤田 充	北船場くらぶ事務局
	しゅくたに りょういち 宿谷 良一	株式会社ヤラカス館 専務取締役
	ひび てつお 日比 哲夫	船場げんきの会 副代表世話人
	ふじわら ひさえ 藤原 久恵	汎愛連合振興町会総務部長
	ますやま たつお 増山 達夫	堺筋アメニティ・ソサエティ事務局
	もりた のぶあき 守田 宣昭	三休橋筋商業協同組合
	よしおか とおる 吉岡 亨	大阪ガス株式会社 近畿圏部長

会計監査（案）

	氏名	所属等
会計監査	かわかみ じゅん 川上 潤	愛日連合振興町会 環境衛生部長
	その よしこ 園 佳子	船場連合振興町会副会長 兼女性部長

【参考】

相談役・顧問（平成 22 年 6 月 7 日現在） 会長が委嘱

	氏名	所属等
相談役	おかもと いっぺい 岡本 一平	汎愛連合振興町会 会長
	のむら まさあき 野村 正朗	堺筋アメニティ・ソサエティ 代表幹事
	わだ りょうすけ 和田 亮介	三休橋筋商業協同組合 代表理事
顧問	うめもと のりふみ 梅本 憲史	大阪府議会議員
	ありもと じゅんこ 有本 純子	大阪市議会議員
	ごん せ こうぞう 権世 幸蔵	大阪市議会議員

議題 4) 規約等改正 (案)

規約等改正について

- ・ 大阪市の協議会活動助成制度の改正にあわせ、平成 22 年度より、より自主性の高い、継続的な協議会活動をめざして、協議会規約を一部改正し、会員制度の改正・拡充を行う。

(備考) 大阪市の協議会活動助成制度の改正の概要

(HOPEゾーン協議会活動への補助金充当率の改正)

平成 21 年度まで

補助率 100% (大阪市の全額補助)

平成 22 年度より、『大阪市補助金等ガイドライン』に沿って「補助率」が改定
協議会自己資金が一定必要となる (市の補助は協議会の自己資金の額に応じて算定される)

規約 (案) (下線 改正・追加部分)

船場地区 HOPE ゾーン協議会規約

制定 平成 20 年 8 月 6 日

改正 平成 22 年 6 月 7 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条

本会は、「船場地区 HOPE ゾーン協議会」と称する。

(目的)

第 2 条

協議会は、大阪市 HOPE ゾーン事業を活用し、協議会会員をはじめ、船場のまちに関わり、その魅力を知り、守り、伝えようとする多種多様な人・企業・団体の方々と一緒に、行政等と連携・協働で、近代建築などの船場地区の文化的・歴史的な資産を活かした、より魅力的なまちなみづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第 3 条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちなみ形成のルールづくりに関すること
- (2) まちなみ形成に係る広報・啓発に関すること
- (3) まちなみ形成に係る調査・研究に関すること

- (4) まちなみ形成に係る情報交換並びに交流に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

(事業対象区域)

第4条

前条の事業は、大阪市H O P Eゾーン事業まちなみ環境整備要綱別表に定めるH O P Eゾーン事業区域「船場地区」を対象に行う。

(会員)

第5条

協議会の会員は、本協議会の目的に賛同する次のとおりとする。~~いずれかに該当する個人、企業または団体で、会員申込みを行い、要件に合致すると認められたものとする。~~

- (1) 区域内に居住する者または事業を営む者あるいはその団体・企業
- (2) 区域内に土地、建物等を所有する者あるいはその団体・企業
- (3) 協議会の目的に賛同し、協力する個人または団体・企業~~で会長の承認を得たもの~~
- (4) 協議会の目的に賛同し、事業に専門的に関わり、協力する学識経験者、~~専門家等で会長の承認を得たもの~~

2 会員種別、要件及び申込みについての詳細は、別途定める。

第2章 役員等

(役員等)

第6条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 理事 15名以内
- 2 協議会に会計監査2名を置く。
- 3 必要に応じて、協議会に相談役及び顧問を若干名、置くことができる。

(役員等の選任)

第7条

会長、副会長、事務局長、会計、理事、会計監査は総会において選出する。

2 顧問、相談役は会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第8条

役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事業事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

- (5) 理事は、協議会の事業の円滑な遂行にあたる。
- (6) 会計監査は、協議会の会計監査を行う。
- (7) 顧問及び相談役は、協議会の事業全般に対して適宜支援・助言する。

(役員等の任期)

第 9 条

役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員等の変更)

第 10 条

役員等の変更は、在任期間中に限り、役員会の同意を得て行うことができる。

第 3 章 組織

(総会)

第 11 条

総会は、協議会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 前年度事業報告の承認
 - (2) 前年度会計決算の承認
 - (3) 本年度事業計画案の承認
 - (4) 本年度予算案の承認
 - (5) 規約の改正
 - (6) 役員を選出
 - (7) その他協議会の重要事項に関すること
- 4 総会の議事は、出席者の過半数を持って決する。

(役員会)

第 12 条

役員会は、第6条第1項(1) ~ (5) に定める役員で構成し、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 役員会は、総会で議決された計画等に沿って、事業を調整し、会員等と連携・協働して実施にあたる。
- 3 会長は、役員会に、必要な関係者を出席させることができる。

(専門部会)

第 13 条

会長は、協議会事業を円滑に進めるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する役員及び賛助会員で構成し、役員会と連携・調整しながら、協議会事業の専門的な事項について企画・実行する。

第4章 会計

(会計)

第14条

協議会の会計は、協議会助成金、会費、寄附金、事業収入、その他収入を当てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計監査は、会計年度終了時に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(報告)

第15条

協議会の事業の状況等については、毎年上半期と事業年度終了後の2回、速やかに大阪市に報告するものとする。

(事務所)

第16条

協議会事務所は、船場地区 HOPE ゾーン事業地区内に置く。

(その他)

第17条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 第14条の規定に関わらず、平成20年度の会計年度は平成20年8月6日から平成21年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成20年8月6日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年6月7日から施行する。

運用細則(案)規約第5条第2項関係 (新たに定める)

1. 会員の種別

会員の種別は「登録会員」と「賛助会員」の2種類とする

2. 会員要件

会員の要件は次のとおりとする。

- 1) 規則5条第1項の規定に合致していること
- 2) 登録会員については、メールアドレスを保有していること
- 3) 賛助会員については、会費として、年度毎に活動賛助金(1口 1,000円)を必要口数以上納入すること

3. 会費

会員の会費は次のとおりとする。

- 1) 登録会員については、無料
- 2) 賛助会員については、年度毎に、一般賛助会員は活動賛助金 1口以上(1,000円以上)、特別賛助会員は5口以上(5,000円以上)を会費として納入する

4. 特典等

会員に対して、協議会は以下の情報提供等を行う。

- 1) 登録会員については、メールで協議会活動情報の提供を行う
- 2) 賛助会員については、

- ・メールまたは郵送による協議会活動情報の提供
- ・協議会所有資料の無料貸出(使用目的・資料種別等によって、費用が発生する場合や貸出不可となる場合もあり。営利目的等で使用する場合は、その利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)

を行う。

また、特別賛助会員には、上記に加え、当該会員の行う事業・活動等に対して、協議会ホームページ等への掲載

会員名・ロゴマーク・PRコメント、会員WEBへのリンクなど

協議会イベント・ワークショップ等でのPR支援・協力

会員が発行する広報誌・パンフレット配布やポスター掲示等のPR協力、商品PR・活動PRの時間・場所等の提供(商品等の販売も含む。ただし、その場合、利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)

協議会イベント等との事業コラボ など

の支援・協力を行う

5. 申込み等

- 1) 会員の申込みには、所定の申込書を協議会事務局に提出し、協議会規約・当規定に合致している旨の承認を得るものとする。
- 2) 会員の申込みを解除しようとする場合は、その旨を事務局に届けることとする。解除の届出の有無に関わらず、協議会規約・当規定に合致しないことが明らかになった場合は、会員承認を取り消すこととする。
- 3) 会員がすでに納入した会費等については、原則返還しない。

(参考)

現在の登録会員の皆様への事前意向調査結果

- 平成22年4月末現在の登録会員（88名）全員に送付
質問内容：「会員制度が改正された場合、どうされますか？」
参考資料として会員制度改正案を添付

- 回答 31通（回収率 35.2%）

内訳	メール会員になる	12通
	賛助会員 1口以上になる	7通
	賛助会員 5口以上になる	8通
	会員登録はやめる	2通
	番号選択なし	2通
		<hr/>
		31通

- 回答のうち、意見の記載をいただいた方 2名

意見1（回答 番号選択なし）

「メールアドレスを持たない方への差別になりませんか」

意見2（回答 メール会員 を選択）

「メールで情報を受けることは問題ないので回答は だが、色々と協議会
運営費もあると思うので、会費は金額に関わらず発生しても構わないと
考えています。」

- なお、意向調査アンケート発送後の新規登録者2名についても、会員制度改正
（案）についての資料等送付済み

議題 5) 平成 2 2 年度活動内容 (案) ・ 予算 (案)

平成 2 2 年度活動内容 (案)

協議会ニュースの発行

ホームページの更新

活動 P R ツールの作成

ワークショップ・勉強会等の開催

イベント等開催

役員会・専門部会等の開催

専門家相談会・推薦会議等の開催

ガイドライン (三休橋筋編) の作成

平成22年度予算(案)

歳入

(単位:円)

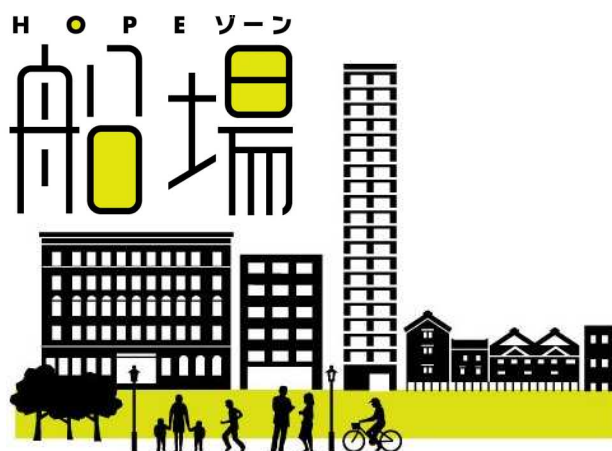
項目	予算額	摘要
大阪市補助金	1,530,000	大阪市補助金
寄附金等収入	120,000	
繰越金	50,300	21年度寄附金等
合計	1,700,300	

歳出

(単位:円)

項目	予算額	摘要
調査研究等経費	1,330,300	
調査研究活動費	1,200,000	
広報・啓発活動費	700,000	協議会ニュース発行、ホームページ更新、ガイドライン冊子印刷、修景感謝状作成等
調査・研究費	300,000	ワークショップ・勉強会開催(会場使用料、講師代、資料作成代等)等
情報交換・交流費	200,000	イベント開催(会場使用料・設営費、周知ポスター作成代等)等
運営事務費	130,300	
協議会運営費	40,000	会議室使用料、資料複写代等
事務用品費	50,000	事務消耗品等
通信・運搬費	40,000	会議開催通知郵送代、HPサーバーレンタル料等
雑費	300	その他雑費
まちなみ修景活動費	370,000	
専門家相談費	70,000	専門家報酬、会場使用料等
ガイドライン作成費	300,000	専門家報酬、ガイドライン検討等
合計	1,700,300	

本日はありがとうございました



船場地区HOPEゾーン協議会